

（会長） それでは早速議題に入りたいと思います。本日の議題は 3 つあります。まず議題 1 は「条例見直しの必要性についての検討」です。前回の第 1 回協議会においては、条例の概要、指針の概要、条例見直しの手順、そして条例見直しについて検討していくための資料として、直近 5 年間における条例の施行状況の確認、社会状況の推移を確認するための項目例、また、前回の条例見直し時における各条文の見直しの視点による点検状況などについて、事務局から報告がありました。

皆さま方もその資料を再度確認し条例見直しが必要か、改正が必要かなどを検討して来られたかと思いますが、本日は、その見直しの視点を踏まえた、条文検討、条例改正又は廃止の要否など、条例見直しの必要性について検討するということとなります。

では、「条例見直しの必要性の検討について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局） では、よろしくお願ひいたします。お手元の資料 3 ページの、資料 1-1 を御覧ください。こちらは、前回の資料 4-1 としてお示しさせていただいたものと同じものです。前回の説明と重複するところもあるかと思いますが、前回御欠席の構成員の方もおいでですので、改めて条例見直しについて簡単に御説明させていただきます。

里地里山の条例は平成 20 年 4 月 1 日に施行されてから、まもなく 10 年が経過するところです。

資料 1-1 の 1 のとおり、条例の附則に、施行の日から 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、とあることから、今回、前回の見直しから 5 年が経過するため、改めて、見直しを行うというものです。

続いて、「2 見直しの視点」でございます。5 つの視点、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性、この 5 つの視点により条例を点検することとなります。具体的な手順としては「3 及び 4 の見直しの手順」にありますように、県において条例の制定の趣旨の確認や施行状況の把握、社会状況の推移の把握の作業を行い、これらに対し、当協議会において、先程の「5 つの視点」から御検討をいただき、条例改正又は廃止の要否など、条例見直しの必要性について御意見をいただきます。

そして、県はその御意見を踏まえ、条例の改正又は廃止の要否を県が判断し、見直し調書を作成して県議会へ報告する流れになっております。

今回の議題 1 の資料としては、その見直し調書（案）までをお示しした内容となっております。

まずは、手順の 1 「条例の制定の趣旨の確認」です。裏面の 4 ページ、資料 1-2 を御覧ください。

こちらも前回御説明させていただいた資料と同じものとなっております。条例の解説に記載されているものと同じ内容です。

「1 条例の制定の趣旨の確認」の下線箇所を読み上げさせていただきますが、里地里山は、農林業の生産の場のみならず、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供などの多面的機能を発揮しており、その多面的機能の恵沢は多くの県民が享受しているものである。

そして、こうしたことを踏まえ、里地里山が有する多面的機能の発揮と次世代への継承を図るため、里地里山への県民の関心と理解を深めるとともに、土地所有者や地域住民を主体とし、農林業の営みを尊重しつつ、多様な主体が連携し、及び協働する取組の推進に向け、本条例を制定した、ということです。今述べたようなことが、「条例の制定の趣旨」となり、その確認をしました。

次に、手順の 2 「直近 5 年間における条例の施行の状況の把握」です。

5 ページの、別紙 1 を御覧ください。こちら、前回、「今回の第 2 回協議会での検討の進め方の参考」として同じような内容の資料をつけさせていただきました。今回のこちらの資料は、それぞれの条文ごとに現在の状況を示したものとなっております。前回、別添資料-1 として、こちらの条例パンフレットがございましたが、本日、お持ちでしょうか。こちらのパンフレットをお開きください。A4 見開きで 3 ページとなっております。一番左側に条例の概要がございまして、真ん中と右側の 2 ページに渡って条文が記載されております。こちらの条例本文と、こちらの資料の別紙 1 とを併せて御覧いただきながら御説明させていただきます。

まず、こちらの条例を御覧いただくと、第 3 条に基本理念がございまして。第 1 項を読み上げますと、「里地里山の保全、再生及び活用（以下「保全等」という。）は、里地里山がその地域の地形、気候その他固有の自然条件の下に人々が生活を営む中で形成されるものであるという特質を有することにかんがみ、土地所有者等及び地域住民を主体とすべきことを旨として行わなければならない。」とあります。簡単に申しますと「里地里山の保全は、土地所有者等及び地域住民を主体とすべき」ということになるかと思えます。今度は、こちらの別紙 1 の基本理念第 3 条第 1 項の項目を御覧ください。「条例第 9 条第 1 項の認定の審査基準と、条例第 9 条第 2 項第 1 号に定めて運用している」としてあります。またパンフレットにお戻りいただき、この絵の描いてあるところを御覧ください。これは、この条例の主な仕組み、地域の選定と活動協定の認定を示したのですが、その仕組みの一つである、活動協定の認定の際の「審査基準」として、活動団体の議決権をもつものの過半を地域住民等により占めるものとして運用しているということで、条例の第 3 条第 1 項の施行状況としてはそのように運用を図っているということになります。

続いて、条例の第 3 条第 2 項を御覧ください。この 2 行目、土地所有者や県民、県、市町村が連携して、協働することをうたっております。前回、第 1 回協議会の資料 5-2 で「指針の主な取り組み状況」としてシンポジウムや子ども里地里山体験学校など県の取り組み実績を御報告させていただきましたが、概ねそのように活動がなされていると考えています。なお、第 2 項は、県が主体で行う里地里山保全推進事業に関連してありますが、現在、平成 33 年度までは県の中で事業としての継続が認められているところであります。今述べたようなことが、資料の別紙 1 の第 3 条第 2 項の欄に記載した施行状況となります。

またパンフレットを御覧ください。条例第 3 条第 3 項では、「里地里山の保全等は地域の農林業の営みを尊重しつつ、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵沢を県民が将来にわたって享受できるよう、継続的に行われなければならない。」とあります。「里地里山の保全は継続的に行うべき」ということですが、活動協定の認定の際、活動の期間は 3 年以上 5 年程度という基準を設けて運用しています。また、こちらの別紙 1 の基本理念第 3 条第 3 項の欄に記載しましたが、3 行目、鳥獣被害対策も兼ねて植栽を行い、地域内外に解放してイベントを行うなど、将来にわたって里地里山の多面的機能を県民が享受できるよう継続した活動を行っている地区もあり、そのように保全活動が継続的に行われていると考えています。

次に第 4 条の県の責務ですが、また、パンフレットを御覧ください。第 1 項の 3 行目、総合的な施策の策定と実施、につきましては、こちらの「かながわ里地里山保全等促進指針」を策定し、これに基づいて実施しているところです。

第 2 項の県民への理解の促進についても「指針」に基づき、体験イベントやシンポジウム及びホームページ等による周知を図っているところであります。

第 3 項につきましては、市町村の申し出により里地里山保全等地域の選定をしていますし、活動団体への支援には市町村を経由しています。また、市町村対象の担当者会議開催やアンケート調査等の実施により、条例やその仕組みについての周知に努めてきたところです。なお、この結果、今後、地域選定や協定認定に関して新たに綾瀬市と調整を図る予定となっております。現在、綾瀬市内には選定地域がありませんが、今後の調整の中で、もしかしたら選定地域が増えるということにつながっていくかもしれません。

続きまして、第 5 条の土地所有者の責務です。県の実施する里地里山の施策への協力に努める旨うたっていますが、協定締結等に協力を得ています。

第6条の県民の責務ですが、里地里山への理解を深める、第1号で地域活動へ参加すること、第2号第3号で協力すること等の記載がありますが、個人のイベント等への参加等、個人や企業等から協力が得られていると考えております。

続いて、第7条、指針の策定についてです。第1項において「知事は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する指針を定めなければならない」、第2項第1号第2号において「目標や施策の方向」「施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項」を定める、とあります。

この第1項、第2項を踏まえて、先程お示ししました指針を策定しているほか、第3項の2行目後半に「定期的に指針を検証」とありますが、この検証作業そのものが、現在この協議会を開催し着手しているということになるかと思えます。また第4項による公表ですが、現在、この現行指針は公表されていますので、行っているということになります。

第8条は里地里山保全等地域の選定についてです。これによりこれまで20地域を選定し、記者発表、ホームページ等により公表をしてきました。

なお、第2項にあるような市町村の申し出によらず県が地域を選定した事例はありません。

地域の変更の事例はありました。

続いて、第9条、里地里山活動協定の認定についてです。パンフレットでは右側のページになります。資料は次の6ページを御覧ください。また、パンフレットの条文に戻りますが、第1項は協定に掲げるべき事項として各号(1)から(6)までありますが、それらを定めた協定を活動団体と土地所有者等とが締結し、知事の認定を受けることが出来るという内容が記載されております。

これまでに23協定を認定しました。

第2項には、団体とはとして「土地所有者等又は地域住民が主たる構成員となる」などの記載があります。これは先程の第3条基本理念で、審査基準で運用しているとしたこととも関連しておりますが、これらについては、全てこれを満たしていますが、これを満たさない団体からの問い合わせも実はございます。

その他の項、第3項は申請について、第4項は認定の基準について、第5項は認定の際は市町村への意見照会が必要、第6項は認定した時はその旨を通知する、というものですが、これらについても、この条例の規定のとおり運用を図っているところです。

第10条の認定里地里山活動協定の変更については、活動区域の変更などによる変更認定の申請や、また、第11条の協定の廃止については、土地所有者の死亡によるなどの事例があります。

第12条のように認定の取消しを行うような事例はまだございません。

続いて、第13条、協定に係る活動の支援になります。「県は、認定里地里山活動協定に係る活動団体に対し、当該認定里地里山活動協定に基づく活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする」とあります。この認定里地里山活動協定による活動に対する支援は、県で補助制度を整備して実施しています。現在、平成31年度までは、この補助制度が県の事業として認められています。

また、第14条により、必要な資料の収集をしているほか、第15条により条例施行規則、審査基準を定め、条例の運用を図っているところであります。

以上が、条例の施行状況となります。条例の各条項において適正に実施運用されていると認識しております。

このまま先に進めます。次に、資料の7ページの別紙2を御覧ください。

こちらは、条例に関連する社会状況の推移です。前回、お示した内容に、前回の御議論で御指摘いただきましたSDGs・国連で採択されました持続可能な開発目標のことや、ESD・持続可能な開発のための教育、そのGAP・グローバルアクションプログラム、持続可能な開発のための教育に関する実施計画、その他、都市農業に関する項目、県の計画、現在国で推進しています「農泊」の関係、森林環境税の創設などの内容を追加しました。

この社会状況の推移については、条例の見直しの他、指針の見直しの検討にも関係してくると思いますので、少々丁寧にお伝えしたいと思います。

この中で、1 番目の平成 14 年、これは条例施行前ですがこの頃から先程述べました「持続可能な開発のための教育」「持続可能な社会を構築する担い手を育む教育」という概念があったことがわかります。

その後、「都市農業」や「生物多様性」というキーワードが見られてきます。14 番目ですが、平成 25 年に、石川県と福井県が主体となって、全国の里地里山の保全等活動団体が参加し、情報交換等を行う組織として、SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークが設立されました。

そして、15 番ですが、申し訳ありませんが、この 15 番と 16 番は日付が前後していましたので番号の入れ替えをお願いします。16 番として、平成 26 年 11 月に愛知県で開催されたユネスコ会議において、GAP、グローバルアクションプログラム、持続可能な開発のための教育に関する実施計画の開始が正式に決定されました。

また、17 番、18 番では平成 27 年に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るとされました。

続いて裏面、8 ページを御覧ください。19 番、同じく平成 27 年に「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するとしています。なお本県においては、これより前、平成 18 年に、この推移の表では前の 7 ページ、2 番と 3 番に記載しましたが、神奈川県都市農業推進条例を制定し、この前年に策定しました「かながわ農業活性化指針」をこの条例に基づく指針として位置付けております。

続きましてまた 8 ページにお戻りください。20 番は、県の総合計画「かながわランドデザイン」における里地里山保全の位置づけを示しております。21 番は、国連サミットにおける SDGs で、持続可能な開発目標の採択が全会一致でなされました。

そして、里地里山として注目すべき事項は、22 番の「重要里地里山」かと思えます。前回の協議会時に、別添資料 9 として関連資料をお付けしておりますが、これは、環境省が、様々な命を育む豊かな里地里山を次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置付け、生物多様性保全上重要な里地里山を選定したもので、本県からは 28 地域が選定されており、前回もお伝えしましたが、全国で一番多くなっております。

続いて、23 番、同じく平成 27 年の 12 月、COP21 です。2020 年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択され「世界の平均気温上昇を 2 度未満に抑える」ことを全体目標としました。

24 番の平成 28 年 3 月に我が国における「持続可能な開発のための教育、ESD に関する GAP 実施計画、国内実施計画」が策定されました。これにより今後関係省庁は 5 つの優先分野に沿った取り組みをしていくことになりました。

こうして見てきますと、平成 27 年度頃は、農業の有する多面的機能、都市農業の安定的な継続、生物多様性、環境というキーワードが見えてくるように思います。

また、25 番、平成 28 年 3 月末ですが、政府は「観光先進国」への新たな国づくりに向け「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」、議長は内閣総理大臣ですが、この構想会議において、新たな観光ビジョンを策定しました。「世界が訪れたい日本」を目指し、観光ビジョンの施策の実行に、政府一丸、官民一体となって取り組むこととし、「日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ『農泊』を推進する」ということが明記されております。

そして、26 番で、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。

また、27 番の平成 28 年 9 月ですが、農林水産省は「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において、農泊に取り組む地区を 2020 年（平成 32 年）までに 500 地区まで飛躍的に拡大することを目指したい旨表明し、次の 9 ページの 28 番で同年 11 月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を 500 地区創設する旨を明記しました。

続いて、30番、平成29年3月に、先程も触れました「かながわ農業活性化指針」を改定しました。そして都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）に基づく地方計画として、この「かながわ農業活性化指針」を位置付けました。また、この活性化指針には、里地里山保全の取組みも「環境と共存する農業・農業体験と交流の場の確保」として施策の一つに位置付けられています。

31番は先程も触れました農泊の関係です。農林水産省の事業に「農山漁村振興交付金」というのがございます。その農泊推進対策で、現在、県内3地区の団体が選定されております。平成29年・30年度の2ヵ年計画で本交付金を活用し、農泊推進事業と人材活用事業を実施しています。この3地区は、横須賀市、大井町、藤野町になります。実は、先週の金曜日に、新たな公募地区の応募が締め切られたところで、今後国において地区の選定が行われていくとのことでした。

32番はCOP23で、2016（平成28）年11月4日に発効した地球温暖化対策に取り組む国際的な枠組み「パリ協定」をどのように進めていくか、トランプ大統領による米国が離脱する中、各国首脳が顔を合わせて議論がなされました。

そして、33番です。こちらは割と大きな話かと思えます。昨年12月ですが、森林環境税（仮称）等の創設です。「平成30年度税制改正の大綱」が閣議決定され、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林吸収源対策に係る地方財源を確保し市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるためとする観点から、森林環境税（仮称）等が創設されることになりました。里地里山保全にも関係してくるのでは、という感じがしております。

そして最後、34番ですが、住宅宿泊事業法の施行です。民泊について、観光旅行客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものとして、新たに制定された法律で、平成29年6月に成立し、今年、平成30年の6月に施行予定です。

このように、最近では、観光や都市農業、そしてやはり生物多様性、環境などがキーワードになっているように感じております。本県の里地里山条例は、生物多様性をはじめ、生活文化の伝承など、里地里山のもつ様々な、多面的機能の発揮と次世代への継承を図ることを目的としていますが、この社会状況から見ても、里地里山の取組みは合致していて、今後も益々推進されていくのではないかと考えております。

これらは、本日の条例見直しの必要性検討のための資料ですが、次回以降、指針の見直しにも関係してくると思い、少し細かく説明させていただきました。

（会長）少し長くなってきましたので、これまでの説明について皆さま方から御質問あるいは御意見をいただきたいと思っております。

今、条例の条文ごとにその施行状況についての説明がありました。そして、条例に関連する社会状況がどう変わってきているのかについてマクロな観点から説明がありました。それらを踏まえて、皆さま方には条例を見直す必要があるのかこれから御検討をいただくわけですが、まず今までの説明についての御質問等がありますか。

（構成員）はい。私はこの条例ができたときに、自分達のやっている都市の里山保全活動とは関係がないと思えました。その理由は、川崎で活動していると、都市の中で活動することになるので、フィールドが違ふと感じたことです。また、地域の方々が主体となって活動するという趣旨に対しては、私共のような大学の場合は学生がお手伝いとして扱われたいとは思っていません。学生が企画など中心部分から関わられるようにしたいのに、地域の方が主体だと実施部分だけのお手伝いというように扱われてしまうということです。だから、条例が出来た当時はあまり関係がないと思ったのです。でも、今の説明を聞いていると、都市農業についての位置付けが大きく変わっているのだとしたら、もっと広い範囲が対象になってもいいのかなと思えました。神奈川県庁の中での位置付けもあるかもしれない、つまり農地と関連した施策として里地里山を考えられているのだとしたら無理なのかもしれないです。しかし、都市農業も農地だから、そう考えると

っと広い範囲で取り組むことが出来るのではないかと思います。その場合には枠組み自体が変わってくるのかもしれないし、社会に対する影響力も増すのではないかと。今、この条例は非常に努力されて、シンポジウムをやったりしていますが、でも、都市部の人はそんなに知らないのではないかととも思うのです。それがもっと拡大するのではないかと思います。

(会長) 結構核心を突いた御質問だと思いましたが、事務局の方から何かありますか。

(事務局) 貴重な御意見ありがとうございます。この条例を作ったときに、広くという観点もありましたが、まずは、どのような方々に地域を守っていただくかということが観点として出てきたということでございます。まずは、地域を主体としてその方々が地域をどのようにしていきたいのかということで、お手元の資料の条例第3条基本理念で、様々な活動において県、市町村、企業、県民等が連携協力して参加できるということにおいては、地元以外の方も参加してできるような条例の内容になっていると認識しております。それから、学生の参加についてですが、大学の側からみれば今のような御意見もあるかと思います。しかし活動団体の側からみれば、自分達が活動していく中で協力をいただきたいということもあり、それは条例というよりは指針の中での取り組みと考えております。

(会長) この神奈川県の里地里山条例の一つの特徴は、やはり、農地を持っていらっしゃる方と実際に農林業を営んでいらっしゃる方が中心になって、里地里山の保全・再生・活用をする、それに対してまちの人も色々な形で協力するということかと思えます。そういう点では先程の説明で「要件を満たさない団体からの問い合わせがあった」こともありました。NPO 団体だけで里山保全活動をしたいというのは地域に根差した活動には中々ならないのではないかと、地元としては一つの不安もある、だから、土地の所有者と実際に農林業を営んでいる方々が中心となってということ条例に位置付けた。そういう点では、都市部の人が活動したいと思っても土地の人間ではないからなかなか地域の活動に関われないという懸念も実際にはあるかもしれません。

(事務局) 確かにそういう懸念もあるかもしれません。条例としては地域主体ということをやっています。しかし、実際に活動していく中では、活動団体の方が他の地域の方々の意見を取り入れるなどして様々な活動を行っている事例もあります。県として何故地域主体という観点なのかということですが、外部の方皆さんが志の良い方であれば良いかと思えますが、中には、地域が右ということをやりたいのに、他の地域の方が入ってきて左という方向でやりたいと数で押されてしまいますと、地域として思っている形と違う形になってしまうという可能性も考えられます。そうすると地域自体がその地域を守れなくなるのではないかと懸念もあります。従って、様々な活動を取り入れたいということはあるかと思えますが、まずは、地域が主体ということ条例の中で明記しているところでございます。

(会長) 吉武構成員にも御意見をいただきたいのですが、現在、23 団体ありますが、やはり、団体の方からお聞きするのはもっと支援が欲しいという声です。ただ、実態としては NPO 団体と連携してやっているという団体も多いと感じます。しかし、団体でどういう活動をするか意思決定をする時の構成員の過半は地域の方でないといけないという縛りを設けています。ですから、そういう意味では地域の方々の意思に基づいた活動が行われていると言えます。ただ活動自体はもの凄く広がっていて、実際には NPO に限らず色々な方が関わっているという状況があります。この仕組みを変えるのかどうかというのは大きな話で、これは条例の改正にもつながるようなことかもしれません。如何でしょうか、吉武構成員。

(構成員) 横浜で活動していますが、やはり、地元の人が一番といいですか、土地所有者の方々の理解が得られないと活動自体がうまくいかないですし、そこでボタンの掛け違いが起こると何十年も尾を引くということがあります。ですから、やはり条例としては地域主体ということがいいのかと思います。指針やまた実際の団体の活動の中では、色々な人達が協力し合って現場で動いているということがあります。大学も、神奈川大学や東海大学、東京農業大学等がそれぞれ地域に入って、学生ボランティアというのではなく研究の場として関わっているところも実際にあります。主体となる地域の方々が、逆に外の人達と一緒にやろうよと、みんなで作っていく姿を作っていくのがいいのではないかと思います。

(会長) ありがとうございます。小松・城北は、比較的町内会の皆さんが関わっていて、そういう点では正に地域ぐるみで取り組んでいるという感じがしますが、八木構成員如何でしょうか。

(構成員) 10年前に活動が始まって現在は高齢化が進んでいますが、町田などの若い人も参加してきてきています。そういう事を拒まないで、小松・城北の色に染めて、将来はこの地域に住んでくれればとも思いますし。本当に、高齢化で作業が大変という現実があります。

(会長) では、それはまた指針のところで議論しましょう。相原構成員の地域では、結婚して菩提に住むようになった方もおられるのではないかと思います。如何ですか。

(構成員) そうですね。私のところは50名の会員がいますが、菩提地域の方が約6割、それ以外の地域の方が4割で活動しています。男性会員は外の農作業を担っていることが多く、女性会員は、食育関係が得意ですね。ですから、活動に対してのお昼ご飯を作ったり、また、外から応援としてきていただいた方に対して、休息の時に食べるような菓子やまんじゅう作りなどを、結婚を機に菩提にこられた女性を中心にあって、活動していただいております。

(会長) そういう点では、神奈川県の下里山間の保全活動団体の皆さま方は、都市的な人間関係というよりも、伝統的な農村的な人間関係のなかで生活をされているという点では、都市の方からは入りづらいということはあるかもしれない。でも、私なんか色々なところに顔を出していますが、かえってそれがすごく安心する。一旦入るとすごく親しくしていただいて、それがまた、結婚を機に菩提に入られた女性も地域に溶け込みやすくなっているのだろうという確信にもなっています。ただ将来的に、今のやり方がそのままいけるのかというと、外部とのつながり方について、もっと色々なバリエーションとか発展があっているのかなと思う。今、倉本構成員がおっしゃったことというのは、川崎だけの話ではなく、ますます都市化が進んでいくわけですから、条例の改正にまではいかないとは思いますが、そういったところをもっと重視していくことが大事かなというように思います。

(構成員) コーディネーター的な立場をさせていただいていますが、かなり難しく。現場の組織において今は出来ないけれど、こんなことをやれたらいい、と考えられた時に、そういう活動の出来る団体とお見合いを企画するとか出来るといいな、と思います。プログラムづくりについて、コーディネートするとか、具体的に進めていく力が必要ではないかな、と思います。それは今まで、県のそれぞれの地域の方々が、地域に入ってやってくださっていた。小田急さんは積極的に東栢山の方と一緒にやっていただいておりますよね。菩提の生協の方もそうですよね。何かそこで具体的に動けるコーディネーターがいれば、うまくやっていけるのかなと。そういった事例で、どうすればそれがうまくいったのか、指針を検討する段階で、コーディネートのあり方というところを議論してもいいのかなと思います。

(会長) 黒川は、認定団体になったのはつい最近ですよ。むしろそれは土地の所有者との関係ということよりも、黒川は川崎市の公園政策の中に位置付けられ、農業というよりも公園ということだったので、なかなか認定が進まなかったというように聞いています。いずれにせよ色々な主体があるのかもしれないし、企業がでてくるかもしれないし、そうするとそういった色々な形の里山保全活動が、県内で行われているし、これからも更に色々な形の活動が行われると思います。そういうところと、神奈川県条例に基づいて認定された団体の活動は違うのだとするのではなく、そういう団体ともネットワークを作っていた方が賢明なのかと。その辺は指針の見直しの中には入れた方がいいと思います。

あと質問が一つあるのですが、本日の資料の別紙1で、5ページの基本理念、第3条のところには時限事業で平成33年度までと書いてあって、6ページの第13条の方では補助制度が31年度までと書いてあるのは、これはどういうことですか。

(事務局) 県の里地里山事業には、支援事業と推進事業があります。支援事業はいわゆる補助事業として実施しているもので、市町に補助をして、市町から団体に保全活動の補助をするというものです。もう一つは、県が主体で実施するシンポジウムやサミット、こども里地里山体験学校などの推進事業です。事業が異なるので、時限点検の時期もずれています。今のところどちらもまだ認められていますが、その点検時期がきたら再度見直し作業が必要になります。

(事務局) 予算の考え方が二通りあり、全体を推進していく事業としては、33年度まで認められていますが、団体に対する補助金については31年度までで、また見直しを行っていくということでやっていますので御理解をお願いしたいと思います。

(会長) 第13条のところが必要な措置を講じるものとするというのは、今の財政的な支援、補助金といったことだけではなく、片や31年度で今の補助事業が時限となっても、それ以降も、この財政的な補助事業も含めて必要な支援を行うというように読むべきであって、ここで財政的な支援が切れるという訳ではない。

(事務局) 時限点検を行うにあたって、この会議で認定された意見、今後指針の見直しの内容とかが反映されて時限点検を行うということになりますので、もし、そういうことはないとは思っていますが、こういう支援がいないという結論がでてくるとあれですが、こういう支援を続けていくという方向性が出てくれば当然、それを財政の方に言い、引き続き支援をしていくようになる。

(会長) それを言うのは私たちの役割で、それは今社会状況の推移についてもおっしゃっていただきましたけれども、例えばそれはSDGsもそうだし、Co2の環境税もそうだし、あるいは森林環境税もありますけれども、むしろ神奈川県の里山保全は全国に先駆けて取り組んでいるわけで、こういう状況を踏まえると、さらに充実させていく必要がある、という視点に立てば、この13条に必要な措置を講じることは、さらに充実させていく、そのように私たちが持つて行くべきだろうというように思います。これは会長というより構成員の立場での発言ですが、そういう視点で社会状況の推移というのも今回示していただいたというように思います。

(事務局) 県の事業は定期的に見直すということは決まっていて、里地里山に関する事業は31、33年度に点検する時期がきますということに記載させていただいたものです。

(会長) それでは、時間もありますし先に進みましょうか。



(事務局) はい。では続きまして 10 ページ、こちらの横の表になりますが、別紙 3 を御覧ください。こちらは、県の条例の見直しに関する要綱に基づき、先に述べましたこれまでの状況等の把握などを踏まえ、里地里山条例の条文毎に、5 つの見直しの視点、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性、この 5 つの視点により点検した結果をお示ししたものです。

まず、左の必要性について、条文毎に上から下に確認していきます。第 1 条の目的である里地里山の多面的機能の発揮や次世代への継承のための取組みは継続して行われる必要がありますが、本条例によらなくとも自発的に行われる状況にまではまだ至っていないのではないかと考えています。

そして 2 段落目ですが、もう一つの目的である、県民の健康で心豊かな生活の確保の寄与については、県が対応すべき課題であるのかなというところです。

全国的には、里地里山の保全等を進めていくための様々な取組みが始められているということがありますし、先程会長もおっしゃいましたが、SDGs や森林環境税 (仮称) の創設などといった社会情勢からしましても、今後とも本条例による取組みが必要であると考えています。次に第 3 条の基本理念です。先程の説明と重複するところもあるかと思いますが、また、先程、倉本構成員から御意見もございましたが、継続した活動のためには、土地所有者及び地域住民が主体となるべきであり、必要な条文であると考えているところです。また第 2 項で、地域住民等や行政、県民が協働することで保全等の活動が発展していくことから、地域住民が主体ではあるけれども、行政、県民等の各者との連携・協力は必要であると考えております。そして第 3 項ですが、保全等の実施方法の方向性として変更する要因は特になく、今後も必要な条文であると考えております。

続いて次の 11 ページを御覧ください。第 4 条県の責務、第 5 条土地所有者等の責務、第 6 条県民の責務です。県の責務としましては、3 行目ですが、今後もさらに里地里山に対する理解を進めるための取組みや、市町村との連携をしていく必要がある、と考えております。第 5 条も、土地所有者等の協力は必要不可欠で、まず地元ということで、こうした責務を定めることは、今後とも必要であると考えております。そして県民の責務ですが、里地里山の保全等の活動への県民の参加の状況は十分とまでは言えず、本条文により県民参加を促進することが出来ると考えており必要である、と考えております。

第 7 条は、指針の策定をうたった条文となります。里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるということで、先程から、具体的な取組みは指針の方でという御意見が出ていますが、計画的に進めていくためにも必要な条文であると考えております。

続いて 12 ページを御覧ください。第 8 条は、条例の仕組みの一つであります里地里山保全等地域の選定です。これは保全等の取組みを進めるための仕組みであり、里地里山の施策を実施する観点から必要であると考えております。また、市町村域を超えた地域設定の可能性もありますので、県が対応する必要があるという認識です。続いて、第 9 条は仕組みのもう一つ、活動協定の認定です。里地里山の保全等の活動を継続的に行うためには、活動団体と土地所有者等との合意を協定という形で残すことが必要であると考えております。県の認定を受けられることで、土地所有者も安心して協定を締結できるのではという効果も考えられ、県が協定を認定するという仕組みは必要であると認識しております。

第 10 条は活動協定の変更です。第 9 条の協定を様々な理由、面積を変えたり活動する場所を変更したり、あるいは、また自分で耕作し保全していくから協定面積を減らすというような可能性もありますので、必要な条文であると考えております。第 11 条は活動協定の廃止です。こちらは、土地所有者の死亡等により協定が廃止されるケースもありましたので、必要な条文であると考えております。第 12 条は活動協定の認定の取消しですが、取消しに至った事例は今までございませんが、こうしたケースが起こる可能性もありますので、必要な条文であると考えております。

続いて 13 ページを御覧ください。第 13 条は活動協定に係る活動に対する支援です。先程、会長からも御発言がありましたが、資金だけではない、支援です。里地里山の保全等の活動には燃料代、保険代など少な

らず経費がかかりますし、活動団体が自らその資金を得るのは難しく、その活動を継続していくために県からの支援が必要な状況であるという認識です。資金だけではなく、コーディネートなど人的支援も考えられ、支援が必要な状況と考えておりますので、必要な条文であると認識しております。

第14条は報告又は資料の提出です。第9条の認定に必要な添付書類以外にも参考資料を求めることもありますので、この条例の遂行のためにも必要な条文であると考えております。第15条は委任ということですが、条例の施行に際し必要な事項は規則等で定めるとしており、条例だけで色々なことを定めていくというのは難しいことでもありますので、必要であると考えております。

附則ですが、附則の1は施行日ですから必要性といってもとということですが、附則の2で、これは、条例は5年ごとに見直しをするという規定の事ですが、里地里山条例に関する社会状況の変化に対応していくためにも、条例の見直しやそのタイミングについての定めは必要であると考えております。

以上、結論としては、全ての条文が必要であると考えているということになります。

制定当初に対応しようとしていた課題は現在もなおあるかと思えますし、当該条例により法的に県が対応しなければならない課題もあるかと思えます。何れにしましても条文を点検したところ、全て必要であるという結果に至りました。

次の2つ目は有効性になります。再度10ページにお戻りください。必要性と同じように全て読み上げると長くなりますので少し簡単に述べていきます。目的に関しましては、施策の推進に当たって効果を発揮していると考えております。第2条では、「里地里山」、「土地所有者等」及び「里地里山の多面的機能」について具体的に規定しており、条例の運用にあたって効果を発揮しています。第3条の基本理念、第4条の県の責務、第5条の土地所有者等の責務、第6条の県民の責務につきましても、施策を進める上で、当該条例が掲げる目的の実現のためにも当該条項が効果を発揮しており、有効であると考えております。このように、どの条文につきましても、手続きを定めるものであったり基本理念に定めた活動を具現化するための仕組みであったりしますので、有用な効果を発揮している、有効性があるという認識でおります。

続きまして、3つ目の効率性です。効率性につきましても、当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか否かということが点検の視点になるかと思えますが、点検の結果全ての条項において効率的に機能しているのではないかと考えております。

次は4つ目の基本方針適合性です。これにつきましては、全ての条項において同じ内容になります。県の総合計画である「かながわランドデザイン」の実施計画プロジェクトにおいて「21 自然～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」により、県民参加や地域・団体などとの連携により里地里山などの保全や再生に取り組むことで、多様な生物を育み、良好な景観やレクリエーションの場を提供するなど里地里山の有する多面的機能を発揮し、次世代への継承を図る、としており、県の基本方針にも沿った内容の条例となっております。

最後の5つ目は適法性です。こちらも全ての条項について同じ内容となります。本条例では、土地所有者等や県民の責務を設けていますが、努力規定であり、憲法で保障される自由及び権利を侵すものではありません。また、里地里山保全等地域の選定にあたっては、新たな規制等がかかるものでもございませんし、関係法令に違反するものでもありません。里地里山活動協定では、条例及び関係法令に違反するものでないことが認定の要件となっており、憲法で保障された財産権の保障を制限するものでもなく、憲法に違反するものでないということです。従って、適法であると考えております。

以上、別紙3により、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性などから点検した「見直し結果」としましては、表の一番右側の欄ですが、条例制定から10年、活動団体の立ち上げとその支援を行い、活動団体の数も徐々に増えて来たところであり、現在の仕組みに今の条例は合致し適正に機能しているため、条例見直し、改正または廃止の必要はないと考えております。

以上、県における条例見直しの5つの視点による点検・検討結果を報告させていただきました。

(会長) はい、どうもありがとうございました。只今、条例を逐条といいますか条文毎に、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点によって点検したところ、県としては、条例見直し、改正または廃止の必要性はないという結論になったということです。これについて、皆さま方から御意見をいただきたいと思います。

(構成員) 私は都市公園、土地を行政が持っていたり、農場のように大学が持っていたりするところを中心に今まで生きてきたので、そういうものの見方しかできないので申し訳ないのですが、第1条で、里山はもともと経済活動に成り立っていたというので、経済活動が成り立ってお金が稼げるように、例えば生田緑地だったら、生田緑地では今あまりお金を稼げていないのですが、お金が稼げて、里山保全活動にそのお金を回せていけないか、経済活動でお金が回るように、お金が稼げて、すぐには出来なくても数年の内に出来ないかということ为例え考えております。里山の活動で経済が成り立つような、もともとの里山のあり方について言及することは出来ないのでしょうか。また、資金や支援と言うところも、支援の仕方もあげるといふ支援の仕方ではなく、お金を自分たちでよりいっぱい稼げるようになるというタイプの支援の仕方を、これも指針の方で書くべきことかもしれませんが、そういった方向性をもっと追求できないでしょうか。私は造園学会という学会で活動しているのですが、そこでは経済活動としての都市林業をもう一度再建できないか検討しています。それは、都市の林の木材で経済が成り立つかということではなくて、もっと副次的な産物で経済を成り立たせることは出来ないかということを考えているのですが、そういった観点をどこかに書き込むことはできないでしょうか。

(会長) ありがとうございます。前の指針の改定の時に、吉武構成員からやはり里山保全団体は小銭を稼ごうよ、という発言がありました。やはり、実際に農業経済という意味では、里山の農業というのは経済的には全く自立出来ていないわけですね。だから逆に多面的機能ということで、生物多様性とか、あるいは教育とかレクリエーションとか、もちろん環境保全、水源涵養、そういった多面的な機能を評価しようということです。では、農業経済を全く無視してよいのか、というとそうではなく、基本はきちんと経済を、そのために小銭を稼ごうという、そのためにも支援を行うということだと思っておりますが、それでいいですか。

(事務局) 目指す姿として一番良いのは、地域の中で回っていただくということだと思っています。ただ、実態としてはなかなか地域の中だけでやっていくのは難しく、先程の話につながるのですが、外から人が入ってきてくれないと担い手がいないという状況があったり、鳥獣被害が多いという状況があったりして、里地里山だけではないですが、作物を作ってもえさのために作っているのではないかと、やる気すらなくなるといった声もお聞きします。里地里山だけではなく農業自体に言えることだと思っておりますが、そういった厳しい状況にある中で、会長がおっしゃったように農業経済として成り立っていくのが一番いいけれども、里地里山には多面的機能もあるのだから、これは実はみんなで支援していてもいいのではないかとということで、この条例を作って、盛り上げていくではないですが、少し手を貸していただいて、その地域が最終的には発展していく、自立していく、うまく経済が回っていくというのが一番望ましいというか、そもそも条例の目的というか、目標であるのかと思っています。そして指針の方で、では具体的にどのようにやっていったらもっとうまく回っていくのかということ、今の指針でもコーディネートとして触れてはいますが、今回の見直しでもっと違う視点が出てくるかもしれないというように認識しています。条例自体にもそういう視点をということもあるのかもしれないですが、指針の中でもそれはいけるのではないかと思います。

(事務局) 補足させていただきますと、確かにお金を稼ぐ方法ですとか、この後、またアンケートでも色々活動団体の意見も出てきて御説明差し上げるのですが、条例の中では、県として、地域の必要性、県民の関わり方について、まずはうたわせていただいて、そこに人が来て活性化すれば、将来的には自立してお金

が稼げるような活動が出来ていくのではないかと事務局としては思っています。今回、条例見直しの必要性検討についての説明をさせていただいた中で、それらを踏まえた上で構成員の方に御議論いただき、その御意見をどこに反映させていくか、条例で反映させていくか、または指針に反映させていった方がいいのか、御意見をいただければと思います。

(会長) 私は、これから新しい県のグランドデザイン、要は来年知事選挙があって、それに合わせてグランドデザインも変えていくということなのですが、そこで更に積極的に位置づけをしてもらいたいと思っています。先程、森林環境税の話をしました。そこでは市町村、つまり小田原市や厚木市が森林の保全をしていくことになる。これは、どういった流れでお金が出てくるかは分かりません。ただそれは事業費として使うだけが使い方ではないと思っています。というのは、社会状況の推移の把握の中でもありましたけど、ヨーロッパが先に進んだわけではありますけれども、環境保全型農業に対する直接支払いというのはもう先進国では主流になっていて、環境保全のために農業をやってくれたら、それに対してお金を支払います。所得保障ではなく、そういう活動をしてくれたらそれに対して支払いますよ。そのくらいの価値はあるのではないかと思います。それに対して今、里地里山の活動団体の方は県からの数十万円の補助金であれだけの活動をこなして農業をやっていますから、そういう点では効率性の観点からすると、実はこれほど効率的な事業はないですね。

(構成員) 倉本構成員や会長がおっしゃった通り、私自身、保全団体に所属している訳ですが、やはり保全そのものは、高齢の方々に支えられています。持続可能な都市農業といいますか、里地里山が継続的になっていくか、本来、やっぱり若くて力のある方々が、生活の一環としてそこで成り立っていくことが、本当は必要だと思っています。ですから、今の里地里山の活動が、手入れが出来ないとか、経済的価値が薄くなったところをなんとかやっつけていこうよという、最初の起爆剤、スタートアップのような形の取り組みだと私は思っています。ここからあと、次の段階の農業振興策など、そちらの方に移行していくべきものだと私は思います。農業振興策にはもっと色々なものがあるではないですか。ホームファーマー制度だったり、新規就農があったり、林業家としての活動だったり、もしかしたら第6次産業としての農業へ進めていくやり方というのも、視野に入れるということが大事だと思います。それは現状の条例の解釈でなんとかなると。里地里山保全活動が持続可能な社会づくりの一步を担っていると思っています。指針なり、運用の部分で、積極的に保全を進めつつ持続的にやっていく経済活動への推進をしていきたいと思います。

(会長) ありがとうございます。他に御意見はありますか。市町村の立場からこの条例は、この辺は見直した方がいいとかはありますか。

(構成員) 本市では、里地里山の事業は3団体、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律による事業を8団体が実施しており、計11団体が活動をしています。国県市で補助率、お金の流れが違うこともありまして、よくどこがどう違うのだろうかという話があります。市としても使い勝手がいいとか、もともと他事業でやっていたなど、なかなかはっきりと差別化を図れない部分もありまして、里地里山の事業も県内で23協定、今後どういった形で推進していけばいいのかということを見据えて事業に取り組んでいきたいと考えております。補助のあり方についても、例えば、オーガニックエコ農産物安定供給体制構築事業では、今まで圃場を整備するだけで補助対象であったものが、経済効果を実証できるものに限定されるなど、新たな視点での議論が非常に重要だと思っています。数が増えればいいというものではないとは思いますが、小田原市も神奈川県内で耕作放棄地が多い地域として位置付けられておりますので、この制度等を有効

に活用させていただく中で、地域が元気になってくれる仕組み作りを様々な方の御協力をいただく中で実施していきたいと考えています。

(会長) 厚木市では、市町村のお立場からこの条例を見直す必要とありますか。

(構成員) 色々とお話を聞かせていただいて、この条例というのは、里地里山の保全、再生及び活用の促進ということなので、持続可能とか、色々とその辺を聞くと、どんどん幅が大きくなって、この条例の枠を超えてしまうかなというように見受けられましたので、この条例の中では、見直しはよろしいのかなと思います。

(会長) ありがとうございます。では、事業者のお立場として、小田急さんお願いします。

(構成員) 基本的には、今、お話が色々あったように、この条例の見直しはしなくてこのままでいいと思っております。ただ、言葉ではこのままでいいとは申し上げますが、例えば次世代への継承とか、そういうのは何かというと、例えばこの条例が出来た10年前というと、あまり都市の住民の方とか、小学校の方なんかは、身近に里山がなかったり、知らなかったりしたと思うのですが、この10年で認知はされたかなと。そういう意味では次世代に継承しているのだと思うのですが、今皆さんがおっしゃったように経済的なものになるとなかなかうまくいっていないと私は実感しています。なぜならば、後継者がいない。私共がお付き合いしている団体がそうなのですね。言葉は適切ではないのですが、私世代より上の方の世代、親の世代からちゃんと引き継いだ専門の農家さんもいらっしゃいますが、だいたい今メインで動いている方は、60歳の定年まで企業で働いていて、退職してからやられている方々。私の世代より先輩の方は恵まれていて、ちゃんと年金もいただいている。年金があるから、その年金と県からいただいてオペレーションをしているのが事実だとおっしゃっている。それはそれで志が高く尊敬するのですが、実際それが実態なのですね。もう一人の方は親の世代からの大きな地主さんがいて、篤志家さんみたいな、それは奉仕の精神ですよ。素晴らしいことなのですよ。ただ、申し上げたように、篤志家さん達、年金を十分にいただいた世代というのも、それは未来永劫続かないという現状なので、私達の世代以下は、現実を見据えたスキームを、条例には書けないかもしれないですが、別のところで、よく考えていかななくてはいけないと思います。私は企業から来ているので、当然皆さんで言う税金も然りなのですが、私小田急から来てこんなこと言うのも何ですが、ある程度の企業にも税金という形で負担するスキームとか、そういうのも必要なのではないかと思います。それは何かというと、それは物体管理、農地や作物による経済性の問題だけではなく、環境であったり、そういうので、都市住民とか、そういう方も恩恵をいただいているわけですから、それは税金でフィードバックする。また税金でなかったらボランティアとして体で奉仕というのですかね、そういうのも一方では考えていかなければならないなと実感として思っています。ただ、条例については、この文言で十分だと思っています。

(会長) ありがとうございます。消費者団体、消費者の声としていかがでしょうか。

(構成員) 里地里山事業等は、身近な問題として捉え方が難しいです。都市農業推進審議会に関わっていた時、都市農業生産者の高齢化が進み、現況の重要課題でした。里地里山の活動は県民の生活圏から離れた地域です。人材の高齢化や経済的な問題等見直しが必要であると考えます。条例については、小池会長や吉武構成員が作成された方々です。「条例見直し、改正又は廃止の必要性はない」に賛成です。指針に関しては、より良く発展していくために力を出し合って里地里山保全を考えていきたいと思っています。

(会長) 私はこの条例は書いておりません。出来上がってからは関わっていますが、私が書くなら、もっといいものを書きます。これは条例ですから味も素っ気もない。

(構成員) 条例とはそういうものです。

(会長) ある意味、どこからも怒られない、何でも出来る、条例はそういうものです。文学的な要素が全くない。たかだか2頁で、持続可能な社会を位置付けるとかもありませんし、味も素っ気もない条例です。しかし、だからこそ変えようもないということはありません。

先程、SDGsの話が出ましたが、SDGsには17の大きな目標があります。その第17番目の目標は「パートナーシップ」です。これからの持続可能な開発は、パートナーシップでやりましょう。このパートナーシップというのは、色々な関係者が連携してやりましょうということです。そこで言っているのが「パブリック・プライベート・パートナーシップ」、民間事業者の方としっかりと連携するということです。この条例を見ていると、事業者という言葉は出て来なくて、県民という言葉にひっくるめられていて、この辺りは時代が時代だったというのかもしれないし、あるいは農業とか里山保全というものがボランティアのような力でやるものだから、事業者という言葉は側面的とか使われなかったのかもしれない。しかし、これからの時代はそうではないのではないかという気がします。

相原構成員のところもコープと連携して活動していらっしゃいますが、まさに里山保全のキーとなっていると思います。単なる芋掘り体験ではなく、数々の活動をやっていますよね。

(構成員) そうですね。夏野菜の作付けから収穫まで4ヶ月間位、3人から4人が付きっきりで指導しています。参加者は横浜など都会の人が多いです。

(会長) これは、ビジネスとしても大きいだろうし、地域にもたらす恩恵も大きいと思います。事業者というものをもっとメインの存在として位置づけるべきだと思います。しかし実は指針には事業者との連携、企業等との連携ということが既に書いてあるのですよね。

(構成員) 質問です。里地里山の土地所有者がいらっしゃいます。その方々と企業の経済的な連携はどのように考えられますか。

(会長) 相原構成員や八木構成員は、実際に地域で活動されていますが、土地所有者の中には、様々な理由があって耕作していない人がいますよね。高齢化が一番大きな理由かもしれませんが。そのように耕作が放棄されて荒れてしまうのは、それは見るに忍びないということで、保全団体の方が代わりに土地を保全するということがされているわけです。

(構成員) 土地所有者が土地を売却してしまうと、どうすることもできない状況で里地里山が無くなる可能性は。

(構成員) そのような状況は非常に多くあります。

(構成員) 横浜は農地が減少する。残念なことです。

(会長) 正直言うと、土地所有者は農地を売りたいとてしょうがない。

(構成員) でも売れないから。

(構成員) 地域性があるかと思います。不動産としての価値があるところとか。ですが、売れない理由もそれぞれある訳です。不動産価値とかいろいろな事情とか、調整区域であったりなど。

(構成員) 調整区域で、農業用の土地として使わないといけない、そういう土地が荒れてしまうのです。あとイノシシに荒らされるなどの被害により。

(構成員) 高齢化ですよ。

ところで、条例 13 条なのですが、活動には少なからず経費がかかる、それで支援するという事なのですが。これ、燃料代や保険代、その他何に使っていいのですか。書類提出期限にも苦労するそうです。それともう一つ。もっと自由に使えるようにすべきです。税金を投入するのだから県としてはもっと簡単な方法で。書類作成にも時間はかかるし、労力がかかる。活動だけで大変なのに報告なんて面倒なことは出来ないという声がありますよ。

(事務局) 事務局からよろしいですか。まず、条例の 13 条については、補助金も含めて県として、企業とマッチングをしたり、情報を提供する機会を設けたり、そういうことも含めて活動の支援をするという内容です。今おっしゃった細かい内容、補助金の使途などについては、条例とは別の話で、税金を皆さまの団体に投入するという事ですから、その使い道などの内容を県民の皆さまにお示しをするという県としての責務がございます。色々御意見はあろうかと思いますが。また、条例に、補助金の細かい使途内容までを示すということまではないと、解釈しております。

(構成員) 使い方が分かればいいのです。

(会長) 青木構成員や足立構成員はよく御存じかと思いますが、県の里地里山の補助金は、非常に使い勝手がいいと思いますよ。農林水産省関係の補助金は、もっと多くの書類が必要です。

(構成員) そうですね。

(構成員) 細かいことは条例ではなく他で定めるということですね。

(会長) それでは、事務局が別紙 4 でまとめていただきましたが、条例見直しについては改正・廃止とも必要なしということでもよろしいでしょうか。細かい内容については、指針の方で検討するという事で、よろしいでしょうか。

(各構成員) はい。

(会長) では、ありがとうございました。

(事務局) 最後に、改めて確認をさせてください。会長からもおっしゃっていただきましたが、14 ページの別紙 4 に、条例見直し調書(案)がございます。これは、別紙 3 による点検・検討を踏まえ、条例改正・廃止の要否の結果をまとめた調書の案で、この結果を県議会に報告することになります。調書の一番下、見直し結果でございますように、条例については「改正・廃止の必要はない」ということでもよろしいでしょうか。

(各構成員) はい。

(会長) ただ、別紙3について、ひと事言いたいのですが、よろしいですか。

効率性についてです。効率性というのは、経済学においては、投入した費用に対してどれだけの便益があったかということです。したがって、第1条2条3条は、基本理念や定義なので、あまり効率性という概念にはそぐわないので、無理して書かなくてもいいのではないかと思います。そう考えると、効率性はほとんど関係無くなってしまうのだけれども、恐らく、第13条のところ、ここは先程も言いましたように、ほんのわずかな補助金で、23地区でこれだけの保全活動を行って、効果があったとすると非常に効率的である、ということは申し上げたい。

効率性について全ての条文を評価するのは、ちょっと苦しいよね。

(事務局) 見直しの手順の一つとして、効率性についても条文ごとに検討してみたのですが、確かに無理があるというかそぐわないかもしれません。

(会長) 該当しないという書き方でもいいのではないですか。

(事務局) はい。では、別紙3の効率性についての記載については、検討させていただきます。基本方針適合性や適法性のように、条文ごとではなくまとめて記載するなどに改めさせていただきたいと思います。

(会長) はい。それでは、まだ議題が2つあります。あと10分では厳しいですが、でも3はまた次回に向けてという内容でもありますので。では、議題2のアンケート調査について、事務局からお願いします。

(事務局) はい。それでは、少々急ぎでいきたいと思います。お手元の資料15ページの、資料2を御覧ください。前回の協議会時に、お示ししたアンケート(案)の内容について御議論いただきましたが、いただいた御意見を基に設問を一部修正して実施したアンケートの結果が、それぞれ別冊の、資料2-1、2-2、2-3になります。予定では、資料2と、別冊資料2-1から2-3により設問と照らし合わせながら結果を御説明するつもりでしたが時間も限られておりますので、細かいところやそれぞれの結果についてはお戻りになってから別冊資料と合わせてお目通しさせていただきたいと思います。それでは、資料2によってのみアンケート結果の概要について御説明させていただきます。

15ページは、県のe-かなネットアンケートというシステムを利用し、インターネット利用者であれば誰でもアンケートの回答を行うことができるというもので行った意識調査の結果になります。回答者の年齢、地域、職業などには偏りが見られることもあり、これを前提として調査結果をとらえる必要があります。2月16日から3月4日までインターネットによりアンケートを実施し、61人の方から回答を得ました。

では、結果概要に入ります。この項目の左に記載のQ1やQ4というのは、資料2-1のアンケートの設問番号のことです。では、Q1からQ4の回答者の属性に関する設問の結果ですが、回答者の半数が4~50代で、男女比は6時04分でした。回答者の多くは、県の東部にお住まいの方でした。前回の御議論の中で、神奈川県民だけが対象なのかというのがございましたので、設問に東京都、神奈川・東京以外の項目を設けたところ、そういった地域にお住いの回答者もいらっしゃいました。

続きまして問6、Q6です。里山や里地里山という言葉の認知度についての設問です。「里山」という言葉の認知度は、「知っていた」「聞いたことがある」を合わせると9割を超えていたのですが、「里地里山」については「知らない」が半数以上ありました。知っているが24%、聞いたことがあるが20%、知らないが56%でした。「知っていた」の認知度は50代以上が高い傾向にありましたが、「知らない」はどの年代にもまた



がっていました。前回、平成 25 年の調査結果と比較しますと、前回は「里地里山」ではなく「里地」での設問でしたが、「里山」についての認知度に変化はみられませんでした。が、「里地」については前回 53%でしたので、今回の方が認知度は少し下回る結果となっています。

続きまして、里地里山の保全についての設問です。里地里山という言葉をお聞きの方は多くなかったのですが、保全することについては、「必要」「どちらかという必要」を合わせると 9 割以上の方が必要との認識でありました。

Q12 と 19 については、里地里山に行ったことがあるかどうかといった設問なのですが、里地里山に行ったことのない人が何故行かないのかという点、6 割以上の方が「里地里山を知らない」「情報がない」ことをその理由に挙げていました。

その一方で、Q19 ですが、行ったことがない人、活動していない人の 5 割は、今後里地里山での活動に参加したいという希望をお持ちでした。

Q13 と 17 です。回答者 61 人中、既に里地里山保全活動をしている人は 2 割程度で、その多くは 50 代以上でありました。また、複数回答ですが、活動をしている人のうち 6 割を超える人が、「人手・資金が足りない」「高齢化」を課題として挙げていました。これは、後程御報告いたします、活動団体アンケートの結果と同じ内容になっています。

Q21 では、県の里地里山条例を知っているかどうかをお聞きしたのですが、8 割の方は御存知ありませんでした。

続いて Q22 で、これも複数回答ですが、県が活動団体に行うべき支援についてお聞きしたところ、「実際に保全活動に要した経費の全部」が 2 割、「経費の一部」が 2 割で、機械経費の初期費用や日当を合わせると、何らかの支援をすべきとの回答が 9 割近くありました。ですから、先程の「保全も必要だし」「支援も必要だし」という認識の方が多く見られるのかなという結果になっていました。

Q24 から 26 は、県の里地里山のシンポジウム、ホームページ、フェイスブック等、県が実施していることについての認知度を確認したのですが、7 割以上の方が「知らない」「見たことがない」との回答で、認知度が低いという結果になっています。

また Q27 で、保全活動への参加者を増やすための取組みとして何が必要かをお聞きしたところ、複数回答ですが「情報発信」を挙げた人が 2 割以上おられました。

以上が、一般の方々の意識調査の結果概要です。

続きまして、資料 17 ページ、A3 判の横の表を御覧ください。これは里地里山保全活動をされている団体に活動状況についてのアンケート調査を実施した結果です。左側が県の条例の認定団体の結果で、右側は条例認定団体ではない団体の結果です。前回の協議会で、条例の認定団体だけではなく違う団体にも調査を行った方がよいのではという御意見を頂きましたので、非認定団体にもアンケート調査を実施しました。途中、Q44 までは設問が同じですので、結果概要を左右に対比させて記載しております。

左側は条例認定団体で、現在 23 団体ございますが、回収状況は 19 団体、回収率は 83%でした。右側の非認定団体はまずどうやって団体を把握したかですが、市町村において現在把握されている里地里山保全活動団体、山林系だけではなく農地系も含めた里地里山の保全活動をされていると見受けられる団体についての調査を実施し、市町村から回答のあった団体、21 団体に対してアンケート調査を依頼したものです。回収状況は 19 団体、回収率は 90%でした。アンケートは認定団体、非認定団体とも郵送で実施しました。調査項目は、団体の運営、活動計画、活動場所、活動内容、安全対策、活動にあたっての課題等についてです。結果概要の項目の左側に記載の Q11、Q12 というのは、先程の e-かなネットアンケートと同様、資料 2-2、2-3 のアンケート設問番号のことです。

では、結果概要の Q11 を御覧ください。活動内容について確認しました。認定団体の多くは、農業生産、耕作放棄地対策など農業活動を主な活動内容としているという結果がみられました。活動内容の 1 位から 3 位

を複数回答可でお聞きしたのですが、1位に「農業生産」を挙げているのが38%、「耕作放棄地対策」を挙げているのが26%でした。一方、右側の非認定団体の多くは、森林整備、景観保全など林地活動を主な活動内容としていました。活動内容の1位に「森林整備」を挙げているのが43%、「景観保全」を挙げているのが21%でした。

次に、Q12と13です。後継者の有無についてお伺いしました。認定団体については、後継者のいない団体が6割近く、11団体ありました。また、後継者育成の取組みを行っているのは6団体でした。育成のための取組み内容としては、イベント時の入会促進PR、会員外への周知、これは周知方法の記載はありませんでしたが、等がありました。一方、非認定団体については、後継者のいない団体は認定団体より少し多く7割近くありました。後継者育成の対策を行っているとしたのは7団体ありました。内容は、中学生ボランティア活動の実施、地区自治会への働きかけ等、積極的な団体があることが見受けられました。一方、会員募集しても集まらない、他の団体も後継者がなく同様の問題を抱えていると記載している団体もありました。

Q16では目標とする里地里山のイメージを持っているかをお伺いしたところ、認定団体では、7割以上が目標とする里地里山のイメージがあると回答していました。その内の7割以上が「原風景の保全」「景観の維持」「環境整備」等、景観に関する内容をイメージの内容として挙げていました。景観植栽を行って地域に内外の人を呼び込むという活動をされている条例認定団体もありますので、そういったこととも関係した結果となっているのかなとも思われますが、景観に関する内容を目標イメージとして挙げている団体が多く見受けられました。一方、右側ですが、非認定団体の9割が、目標とする里地里山のイメージがあるとの回答でした。その内の6割以上が「原風景の保全」「景観保全」「緑地」と、これらは認定団体と同じような結果でしたが、この他に「人の手が入っている里山」をイメージの内容として挙げている団体が複数ありましたので、これは私どもが認識している里地里山のイメージと合致しているのかなと感じました。「竹やぶから竹林」と、竹やぶはそのままですがそこから人の手が入った竹林をイメージとしていたり、手入れされた農地や山林をイメージしてたりといった回答が見受けられました。

続いて、Q20、23で活動場所と栽培作物についてお伺いしました。Q20は複数回答ですが、認定団体では、活動場所に田、畑等が含まれるとしている団体が6割以上あり、一番多く栽培している作物として「米や麦」「畑作物」を挙げている団体は8割近くありました。一方、非認定団体では、活動場所で一番多いのは「畑」で3割近くを占め、10団体ありましたが、「その他」を挙げている団体も9団体ありました。その他の内容で一番多いのは、森林、山林、竹林等で8団体が挙げていました。また、一番多く栽培している作物として3割が「その他」を挙げており、そのうちの2割が「竹」で3割が「栽培していない」でした。このあたりは認定団体と非認定団体で活動の内容に差異が見受けられました。

Q25は農地や林地整備で使用している農業機械等についてお伺いした設問です。認定団体では、農地の再生や林地保全の整備作業時に使用する道具として、刈り払い機のほかチェーンソーなど林地整備系の機材を挙げている団体が8割近くありました。ですが、その他の内容として記載のあった機材のうち4割近くを「耕耘機」「脱穀機」等農耕系が占めていました。一方、非認定団体では、農地の再生や林地保全の整備作業時に使用する道具として、刈り払い機のほかチェーンソーなど林地整備系の機材を挙げている団体が8割近くで、これは条例認定団体と同じ傾向でしたが、その他の内容として記載のあった機材のうち6割を「チップパー」「チルホール」等の林地整備系が占めていました。これらの結果は、認定団体は主に里地、農地系での活動、非認定団体は主に里山、森林系での活動をしていることを示しているようです。

Q34以降は傷害保険や講習など安全対策についての設問です。Q37、39の安全対策について、認定団体は農地系での活動が多いということもあるかもしれませんが、チェーンソー等の動力を使うための安全教育を受けていない会員も機械を使用しているという団体が5割を超えており、講習を受講したことがある会員はいないという団体も5割近くありました。右側の非認定団体では、チェーンソー等の動力を使うための安全教育を受けていない会員も機械を使用しているという団体が5割近くありましたが、一方で、会員の半数以上が受講済みの団体は4割ありました。また、会員の8割以上が受講しているという団体も3団体ありました。

続いて、支援についての設問です。Q42で活動への必要な支援として、複数回答ですが、認定団体の5割以上が資金関係を挙げました。研修会の実施は3割でした。一方、非認定団体では、資金を挙げた団体が4割、研修会を挙げた団体も4割ありました。各12団体ずつです。具体には、農業機械等の安全研修を挙げた団体が5団体ありました。

裏面の18ページを御覧ください。このあたりからより指針の方にも関係してくる内容かと思えます。Q43で、県の施策で継続して欲しい支援として、複数回答ですが、認定団体では、保全活動と資機材に対する補助を挙げた団体が各5割、14団体ずつありました。一方、非認定団体では、資機材への補助に3割近くで13団体、保全活動への補助に2割以上で10団体という結果でした。資金関係の補助は継続して欲しいという結果となりました。

Q44は県の施策で改善して欲しい内容を自由記述で伺ったものですが、認定団体は、「資金確保として、5年経過で単価を0.8としない」「使用内容の拡大として鳥獣被害対策の強化」という内容が見られました。非認定団体では、「生き物調査等のイベント系は子どもとその家族を対象とした催しが多いが、全ての人を対象にしてはどうか」「事務的作業が多いので、助成制度をもっと使いやすくすべき」等の意見がありました。この他、活動メンバーは60歳以上であり先行き不透明というような改善というわけではないですが記述もありました。

Q45からは認定団体と非認定団体との設問が異なります。認定団体のQ45はコーディネーター制度についての設問です。コーディネーター制度を利用しようと思うと回答したのは3団体でした。希望時期は未回答で、相談内容としては行政とのパイプ役が欲しいなどでした。この他に御意見として、土日に頼みたい、意見が反映されない、報告書に費やす負荷が大きいという回答がありましたが、自由通信欄に自分達の団体でうまくやっておりそのまま進めていきたいという記述もありましたので、今のところはコーディネートが必要はないという団体もあるということかもしれません。

この他、自由通信欄には、高齢化による会員減少で後継者の育成がままならない、書類作成等が多い、忙しいのに調査が重なって困る、という痛い御指摘もありました。認定団体への設問は以上です。

続いて右側の非認定団体に対する設問、Q45です。里地里山保全に関して県がすべき若しくはするべきでない内容を自由記述でお伺いしたものです。県がすべき内容として「資金援助、補助金交付、農業や景観保全への助成」という御意見がありました。この他に、自然保護団体への対応、自然保全活動の自然への影響の確かなデータの構築というものもありました。

次にQ46で里地里山条例や保全施策、取組みについての認知度をお聞きしましたが、知っていたが3割、知らなかったが6割でした。

Q47では、県の認定を受けたいと思うかどうかをお聞きしたのですが、認定を受けたいと思う団体が5、興味がある団体が8ありました。回答数が19ですから、今回のアンケートがきっかけとなった団体もあるのかもしれませんが、割と高い確率で興味を持っていただいているのだなというところです。他に、関心はあるが現在は団体の再編・活動の充実が課題、興味はあるが認定を受けた場合の書類作成が大変、という御意見もありました。

本日この協議会において、条例については改正又は廃止の必要はないという御意見をいただいたことでもあり、今後も里地里山の保全施策は継続していくことになるかと思えますので、これらの「認定を受けたい」「興味がある」という団体に対しては、追って、アクションをかけていきたいと考えております。

この他、自由通信欄では、高齢化による会員減少を課題として挙げ、若い人に参加して欲しい、ボランティア活動をする人は時代離れの傾向でありよほど経費の助成がなければ継続できない、といった御意見がみられました。また、地元農家が受け入れやすいしくみや情報提供の役割を担えることを目指しているという団体もありました。

最後に団体所在市町ですが、鎌倉、葉山といった県東部から県中部、県西部に渡っていて、結果的には県内各地域にバランス良く所在している団体から御回答いただけたというところです。

以上が、認定団体と非認定団体に対する里地里山活動状況アンケートの結果でした。細かい結果については、別冊資料 2-1、2-2、2-3 に記載しておりますので、お帰りになってからでも御覧いただけたらと思います。

(会長) ありがとうございます。この、e-かなネットアンケート、認定団体あるいは認定団体以外へのアンケートの結果は、是非とも指針の見直しに反映させていきたいと思います。また、特に自由意見は、e-かなの方にも非常に貴重な御意見、様々な御意見があり参考になるとと思いますので、是非お目通しいただきたいと思います。

それでは最後、議題の 3 をお願いします。

(事務局) はい。では続きまして、議題の 3、指針の見直しの必要性、改定の方向性についての検討です。これは次回以降、指針の見直しを御検討いただくときの参考にさせていただきたいという資料となっております。お手元の資料 19 ページの、資料 3-1 を御覧ください。

こちらについても、議題 1 と同様、前回の資料と同じもので、先程御説明しました議題 1 の「条例見直し」の「指針の見直し」版で、見直しの根拠等を示したものです。現行指針の施策の実施期間は、平成 26 年度から 30 年度以降となっておりますが、条例第 7 条第 3 項において、定期的に指針を検証するとしており、今回、条例の見直しにあわせ、次年度（平成 30 年度）に向けて、指針の見直しも行うことにしたものです。

見直しの手順ですが、「3」を御覧ください。

まず、(1) で県において実績、効果の取りまとめを行います。前回、資料 5-2 により、どのような取組みを実施してきたかということをお示したところでは、

これに対し (2) で次回以降の意見聴取、当協議会においてこれまでの施策評価及び新たに必要となる施策の検討を行っていただき、指針改定の方向性について御意見をいただくということになります。

それでは、次の 20 ページの、資料 3-2 を御覧ください。

指針見直し必要性を検討するための課題（案）ということで、見直しの必要性を検討していく上でこのような課題があるのではないかとということをお示しさせていただいた資料となっております。今回のアンケート調査結果や活動団体さんと話をする中でお聞きした課題等について整理したものです。

1 番は先程からの議論にも出てきていますが、保全活動の人材確保です。高齢化に伴う会員減少、後継者不足があり、人的不足に伴う持続的活動への危惧があるのではということです。先程も地域の中で回っていくにはというお話がありましたが、そういったことをどのようにやっていけばいいのか、団体アンケートの結果にも高齢化に関する記載があり、また団体との話の中でもそういったことをお聞きしますので、この高齢化や後継者不足の状況を踏まえた指針の施策について御議論いただければとお示しました。

続いて、2 番は、活動団体の運営資金の確保です。活動資金の不足、収益源として補助金以外の活動資金確保に向けた取組みについて御議論いただければと考えております。こちらについても、団体アンケートの結果にも活動資金不足という御意見がありましたし、補助金以外の活動資金の確保に向けた取組みを指針の施策として位置づけられるかどうかも含め御検討いただければとお示しました。

3 番は、都市住民の里地里山の利活用です。都市住民の里地里山保全活動への参加が少ないという状況、e-かなネットアンケートでは「そもそも里地里山を知らない」という結果もありましたが、まちの力、都市住民の取り込み方、活かし方として、効果的な情報発信や、どのようにしたら里地里山を訪れてもらえるのか、里地里山っていいよねと感じてもらえるのかなど、都市住民の里地里山保全活動への参加に向けて必要となる取組みについて御議論いただきたいと考えております。

4番は企業との連携です。現在も小田急さんなどと連携している活動団体も見受けられますが、CSRだけでなくお互いにメリットのある関わり方が出来ていければ更にはいいのではないかと考え、記載させていただきました。これは、2の資金の確保にも関連してくるかと思っています。

5番のコーディネートについてですが、団体アンケートの結果によりますと、既に団体の中で解決を図っているためか希望数としては3団体とあまり多くはありませんでした。ただ、希望されている団体もありますので、引き続き需要はあると考えており、より一層、県、市町村、活動団体が連携・調整していけるような方策の検討が出来ればと考えております。当協議会は要綱に基づき設置されたものですが、例えば、この協議会よりももっと簡易な形の「よろず課題調整会議」を開くのはどうか。各団体に当番制で集まってくようなイメージで、数団体の方々と密にそしてざくばらんに今現在の状況、課題等について皆さまで話し合うような場を設けたらどうかなどです。現在も、団体との交流会であるサミットを開催しているのでそれでいいのではということもあるかもしれませんが、そういった視点での検討の方向もあるかと記載させていただきました。

また、表の下段に、その他としまして、直接、指針との関係があるのかどうかという内容ではありますが、本日御出席の厚木市では独自に里地里山条例を策定しています。そういった市町村独自の里地里山保全の取り組み状況を指針に参考として盛り込むということもあるのではというところ です。

それから、指針と直接関係するわけではないですが、活動団体への補助制度や支援のあり方についてです。支援事業では、現在5年を経過した団体への補助はその単価を8割にしています。今後、認定活動団体数は増えていって欲しいのですが、予算に限りがあることも事実で、10年経過した団体への補助事業のあり方、どうしていけばいいのか、資金以外にも何か方策はないかなどについて、当協議会で御検討いただきたいと考えております。

他にも検討するための課題等がございましたら、次回までに是非、メール等で御意見をいただければと考えております。

続いて21ページ、資料3-3のA3判の表を御覧ください。これは、左側に現行指針の項目を、真ん中に見直し必要性の検討の方向的なもの、どのようなことがあるのかなということに記載しております。左側の現行指針の項目の欄、3の(2)施策の方向は、ア里の力、イまちの力、ウ里の世話人と3つの柱になっていますが、これらに対応している、先程御説明しました資料3-2の課題、1からとりあえずは5ということで、この5つの検討課題の番号を対応する箇所に記載しました。今後、指針の見直しを検討していく中で、現行指針のどういうところをどのように見直ししていけばいいのかを対比できるような表としてお示しました。次回以降の検討の参考にしていただければと考えております。

以上です。

(会長) 今日示されたものについて、次回、この協議会で指針見直しの検討、議論をすることになります。この資料を参考に、実際の指針を御確認いただいて、ここは変えるべきだ、ここはこのままでいいなど建設的な御意見を次回持ち寄っていただければと思います。

私自身としては、この21ページのA3の資料で、例えば1の指針の趣旨と役割について、基本的方向に変更なしとありますが、私は変更してもいいと思いますし、あるいは、3の(3)主な取組のイのまちの力というところで、(イ)都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進のCに企業等との連携の促進とあるけれども、もっと大きく出した方がいいのではないかと気もします。大学との連携についても、ウの(ウ)の調査・研究のところには関わらないけれど、大学との連携はもっと色々な可能性があるかと思っています。もっと見出しを大きくして項目を変えるなど、私も構成員の一人として言いたいこともあります。そういう形で、構成員の方々、市の方もおいですし、団体の方もおいでになる。指針にもっとこういう形で打ち出してくれというようなことがありましたら、次回持ち寄っていただければと思います。

これで、本日の議事は終了ですが、次回の開催について事務局からお願いします。

(事務局) 次回はスケジュールにもありますように、条例見直し案の報告、指針改定たたき台または素案の検討ということで、構成員の皆さまからの御意見を伺いたいと思います。

したがって、構成員の皆さまには、本日の議論を踏まえつつ、だいぶ急ぎでお伝えしたところもございましたので再度資料にお目通しをいただいて、次回協議会での議論を進めるに当たっての指針見直しの方向性等の御意見をいただければと考えています。

御意見については、4月16日(月曜日)までに事務局あてに、メール及びFAXにより、こうしたらいいのではないかと、こういう考えがあるのではないかなど、お寄せいただければと思います。様式は自由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(会長) 本日議論して、まだ頭がホットなうちに、思ったことをメールに書いて事務局に送ればいいということですので、是非、思いの丈を全て書いていただけると嬉しいですね。遠慮することは全くないわけです。

(事務局) 全てまとめてではなく、思いついたところでお送りいただいても構いませんのでよろしく願いします。

(会長) 皆さまからいただいた御意見は事務局で整理して、今度はそれがたたき台になるわけですね。ですから、それは、吉武構成員からこういう意見が出ました、それについてどうしようか、倉本構成員からこういう意見が出たけどそれについてどう思うかということから、たたき台の形を作っていくわけですね。

(事務局) 16日までにいただいた御意見を整理して、一旦皆さま方にお返ししたいと思います。そしてそれを基に次回、御議論いただきたいと思います。

(会長) 次回は長くなりそうですね。では、これで議事は全て終了しました。また、今日の議事録についても後日内容確認があるかと思しますので、対応よろしく願いします。

(事務局) 確認になりますが、今回、議題1の条例見直しの必要性について、本協議会としては「条例の改正・廃止の必要はない」ということで、事務局案のとおり意見をまとめさせていただきますので、よろしく願いします。

以上